

新潟市中間検査の手引き

平成27年4月 第7版

新潟市建築部建築行政課

改訂内容

初版 平成19年6月作成

第2版 平成19年11月作成

枠組壁工法用のチェックシート及び中間検査対象床面積の事例を追加しました。
あらかじめの検討及び軽微な変更がある場合の取り扱いを追加しました。

第3版 平成20年3月作成

木造住宅等における混構造の中間検査対象床面積等の事例を追加しました。

第4版 平成20年12月作成

受付窓口を訂正しました。

適用の除外に、(8) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第19条第1号及び同条第2号の規定による保険契約に係る現場検査を受ける建築物を追加しました。

第5版 平成23年4月作成

特定行政庁が指定する中間検査の期間が終了したことから更新しました。

「2. 2. 3 経過措置」を削除しました。

「2. 2. 4 適用の除外」の文言を修正しました。

「3. 4. 2 検査対象床面積」で、階数3以上の共同住宅で2階以上の床面積の合計が500平方メートルを超える建築物の事例を追加しました。

「5. 6. 1 中間検査の方法」の文言を修正しました。

第6版 平成25年 4月作成

手数料条例の改正につき手数料を修正しました。

第7版 平成27年 4月作成

特定行政庁が指定する中間検査の期間が終了したことから更新しました。

「**2. 2. 3 建築物の構造、規模及び用途**」で、共同住宅の規模を「階数が2のもの」より「2以上のもの」に変更しました。また、階数が3以上の一戸建ての住宅（兼用住宅を含む）を中間検査の対象より削除しました。

注意

中間検査の対象となる建築物であっても、新潟市建築基準法施行細則第8条の規定に基づく「工事施工状況報告書」の提出が必要となります。

ただし、中間検査を受検した部分の「工事施工状況報告書」の提出は不要です。

目 次

1 中間検査制度の概要

- 1. 1 法体系と中間検査の役割
- 1. 2 中間検査の制度

2 対象建築物及び特定工程等

- 2. 1 建築基準法第7条の3第1項第1号の規定による中間検査
 - 2. 1. 1 建築物の構造、規模及び用途
 - 2. 1. 2 特定工程（中間検査を受ける工程）
 - 2. 1. 3 特定工程後の工程（後続工程）
- 2. 2 特定行政庁が指定する中間検査
 - 2. 2. 1 区域
 - 2. 2. 2 期間
 - 2. 2. 3 建築物の構造、規模及び用途
 - 2. 2. 4 特定工程及び特定工程後の工程（後続工程）
 - 2. 2. 5 適用の除外

3 申請手続き

- 3. 1 手続フロー
- 3. 2 申請の前に
- 3. 3 申請書及び添付書類
- 3. 4 手数料
 - 3. 4. 1 中間検査申請手数料等
 - 3. 4. 2 検査対象床面積
- 3. 5 木造住宅等における混構造の中間検査について

4 検査実施要領

- 4. 1 中間検査の方法
- 4. 2 中間検査の合否について

5 中間検査のしくみと留意すべき事項

- 5. 1 設計段階
- 5. 2 建築確認の時点
- 5. 3 中間検査受付時の手続き
- 5. 4 中間検査申請書受理時
- 5. 5 中間検査申請書受理後
 - 5. 5. 1 検査準備
 - 5. 5. 2 検査の内容
 - 5. 5. 3 検査者の準備と現場での対応
 - 5. 5. 3. 1 中間検査前の準備

- 5. 5. 3. 2 現場対応
- 5. 5. 4 工事監理状況の審査
- 5. 6 中間検査の実施
 - 5. 6. 1 中間検査の方法
 - 5. 6. 2 検査の判定方法
 - 5. 6. 3. 1 建築確認申請書等と一致している場合
 - 5. 6. 3. 2 建築確認申請書等と一致していると判断できない場合
 - 5. 6. 2. 3 建築確認申請書等と不一致が認められた場合
 - 5. 6. 3 検査後の処理
 - 5. 6. 3. 1 現場での処理
 - 5. 6. 3. 2 帰庁後の処理

新潟市中間検査の手引き

1 中間検査制度の概要

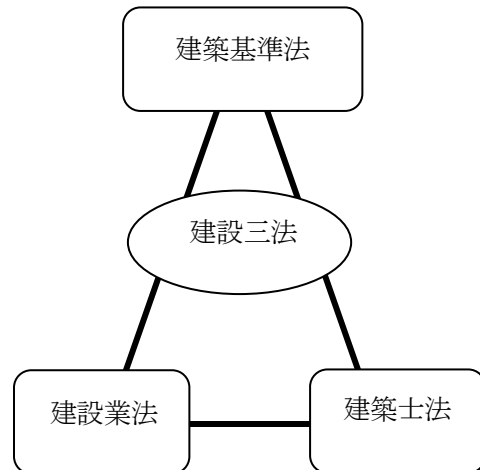
1. 1 法体系と中間検査の役割

我が国の建築物の設計や工事における法体系は、いわゆる「建設三法」で構成されています。

A 建築工事の目標品質（設計品質）は、設計によって確定するが、この際に確保すべき最低限の基準は、建築基準法に基づくものである。この実現のため、設計監理業務の業態や技術力の担保は、建築士法の定めるところによる。

B 一方、設計で確定した「設計品質」を実現するために行う建築工事は、建設業法によって業務形態及び技術力の担保がなされている。

C これらの業務を行う設計者、工事監理者及び工事施工者に対して、建築主事等の第三者機関が建築確認審査や検査等を行うことによって、最低基準の実現を担保しているのが建築基準法である。



従来は、建設業法による施工管理・検査、建築士法による工事監理・検査という品質管理・検査の体系が構築されていることを前提として、建築基準法による任意の立ち入り検査・報告制度という手法により建築基準法の目的とする「最低基準」を確保しようとしてきました。しかし、平成7年の「阪神・淡路大震災」の経験から、不良施工に対するより有効な手段が必要とされ、平成10年6月の建築基準法改正によって、特定行政庁の任意による中間検査の実施制度が導入されました。

この中間検査は、従来の建設三法による体系のなかで、建築基準法に明確に位置づけた検査を実施することにより、各工事分野の「自工程責任の体系」を改めて確立させることを期待し「規制の実効性の確保」を目指した制度と考えられます。

1. 2 中間検査の制度

建築基準法第7条の3第1項で「建築主は、（中略）当該特定工程にかかる工事を終えたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、建築主事の検査を申請しなければならない。」とし、その工程として「階数が3以上である共同住宅の床及びはりに鉄筋を配置する工事のうち政令で定め

る工程」あるいは、「特定行政庁が、その地方の建築物の建築の動向又は工事に関する状況その他の事情を勘案して、区域、期間又は建築物の構造、用途若しくは規模を限って指定する工程」と規定しています。

建築主は、その特定工程の工事を終えた日から4日以内に中間検査の申請をしなければならないこととなっており、建築主からの申請を受けた、建築主事は中間検査の申請を受理した日から4日以内に現場での検査を行って、工事中の建築物が建築基準関係規定に適合するかどうかを判断します。この場合、検査対象となるのは、特定工程の工事部分だけでなく、「工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかを検査しなければならない。」とあることから、検査前に施工された建築物の部分及びその敷地が建築基準関係規定に適合するかどうかを判断しますので、集団規定等の適合性も含めたすべての規定が検査対象となります。

中間検査により建築基準関係規定に適合している場合には、建築主に対して中間検査合格証を交付します。また、特定工程後の工程（特定行政庁が特定工程と併せて指定します。）は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ施工することは出来ません。

このことにより、特定工程で中間検査を受けた建築物の部分とその敷地については、完了検査において、再度検査をする必要はなく、特定工程後の工事及び完了段階での建築物の形態等について完了検査をすればよいこととなっています。

2 対象建築物及び特定工程等

2. 1 建築基準法第7条の3第1項第1号の規定による中間検査

2. 1. 1 建築物の構造、規模及び用途

階数が3以上である共同住宅

2. 1. 2 特定工程（中間検査を受ける工程）

2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程

中間検査に合格しなければ、次の特定工程後の工程に進めません。また、**2以上の工区に分けて工事を施工する場合は、全ての工区について中間検査を実施します。**

中間検査の申請は、それぞれの工区毎に中間検査申請書等を作成して申請をしてください。

2. 1. 3 特定工程後の工程（後続工程）

2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程

2. 2 特定行政庁が指定する中間検査

2. 2. 1 区域

新潟市の区域を対象とする。

2. 2. 2 期間

平成27年4月1日から平成31年3月31日までとする。

平成19年から実施してきた中間検査は、平成23年に期間を4年延長しましたが、引き続き工事監理の徹底と安全性の確保を図るため、さらに期間を4年間延長します。その後については、中間検査の実施状況の検証を行い、新たに中間検査の指定内容を定めることとします。

2. 2. 3 建築物の構造、規模及び用途

新築、増築又は改築に係る部分が、次の各号の一に該当するもの

- (1) 建築基準法別表第1 (い) 欄第(1)項から第(4)項に掲げる用途に供する2階以上の床面積の合計が500平方メートルを超える建築物、ただし、共同住宅を除く
- (2) 階数が2以上の共同住宅
- (3) 階数が2以上の長屋
- (4) 分譲を目的とする、階数が2以上かつ床面積が50平方メートルを超える一戸建ての住宅（兼用住宅を含む。）

中間検査の対象建築物は、建築物ごとに構造、規模及び用途により判断します。

また、増築及び改築については、その部分の構造、規模及び用途により判断します。

分譲を目的とする一戸建の住宅は、建築工事届（第三面）の【住宅部分の概要】【ハ.利用関係】により判断します。

【建築基準法別表第1（抜粋）】

(い)	
(1)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの
(2)	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎その他これらに類するもので政令で定めるもの
(3)	学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの
(4)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの

2. 2. 4 特定工程及び特定工程後の工程（後続工程）

特定工程とは、その工程に達したときに中間検査を行うものとして特定行政庁（新潟市長）が指定した工程です。

また、特定工程後の工程とは、特定工程に係る部分の検査が困難となるような工程として特定行政庁（新潟市長）が指定した工程です。

構造種別	特定工程		特定工程後の工程（後続工程）
木造	建方時	軸組（枠組み壁工法にあっては耐力壁）工事の工程	軸組（枠組み壁工法にあっては耐力壁）を外装材又は内装材で覆う工事の工程
鉄骨造	基礎時	基礎及び地中梁の配筋工事が完了した工程	基礎及び地中梁の配筋を覆うコンクリート打設工事の工程
	建方時	2階の床版の取付工事の工程	耐火被覆材、外装材又は内装材などで鉄骨の接合部を隠蔽する工事の工程
鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造	基礎時	基礎及び地中梁の配筋工事が完了した工程	基礎及び地中梁の配筋を覆うコンクリート打設工事の工程

	建方時	2階の床及びこれを支持する梁の配筋工事が完了した工程。ただし、当該工事を現場で施工しないものは、2階の梁及び床版を取付ける工事の工程	2階の床及びこれを支持する梁の配筋を覆うコンクリート打設工事の工程。ただし、当該工事を現場で施工しないものは、2階の柱又は壁を取付ける工事の工程
その他の構造	基礎時	基礎及び地中梁の配筋工事が完了した工程	基礎及び地中梁の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程
混構造		主たる構造種別における、それぞれの工事の工程	主たる構造種別における、それぞれの工事の工程

検査は、それぞれに該当する工事の工程の完了後に受けることとなります。**中間検査合格証の交付を受けなければ、特定工程後の工程（後続工程）は、施工できません。**

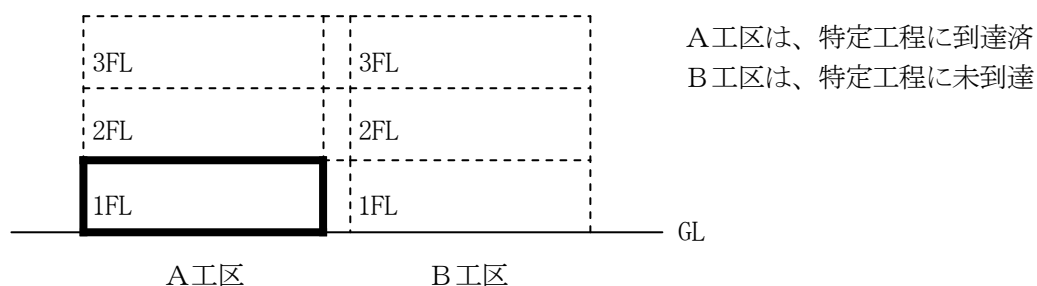
同一敷地内に2以上の建築物がある場合や、建築物を工区分けして施工する場合は、最初に特定工程に到達した建築物、又は工区の工程完了時に中間検査を実施します。その後、その特定工程に到達した部分の中間検査は実施しません。ただし、階数3以上の共同住宅（建築基準法第7条の3第1項第1号に該当するもの。）については、「2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程」を全ての工区で中間検査を実施します。また、建築基準法第86条の規定（一団地認定）が適用される建築物については、それぞれの建築物ごとに中間検査の対象を判断します。

階数3以上の共同住宅は、建築基準法の規定による「2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程」及び特定行政庁の指定による「基礎及び地中梁の配筋工事が完了した工程」それぞれが対象となります。

特定工程後の工程（後続工程）以外の工事は施工できますので、下記の工事は施工が可能です。

- ・鉄骨造の2階以上の階における建て方工事
- ・木造の屋根工事
- ・建築設備工事（特定工程に影響をおよぼさないもの）など

■ 2以上の工程が存在する例（同一棟の場合）

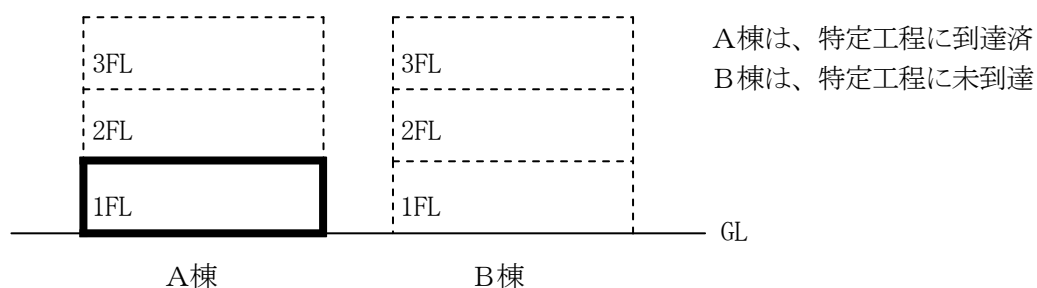


A工区について中間検査を実施し、B工区については検査時において到達している工程の範囲で検査を実施します。

なお、その後にB工区が特定工程に到達しても中間検査は実施しません。

※建築基準法第7条の3第1項第1号の規定による、階数が3以上の共同住宅は、「2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程」の全ての工区において中間検査を実施します。

■ 2以上の工程が存在する例（複数棟の場合）



A棟について中間検査を実施し、B棟については検査時において到達している工程の範囲で検査を実施します。

なお、その後にB棟が特定工程に到達しても中間検査は実施しません。

※建築基準法第86条の規定（一団地認定）が適用される建築物については、それぞれの建築物ごとに中間検査の対象を判断します。

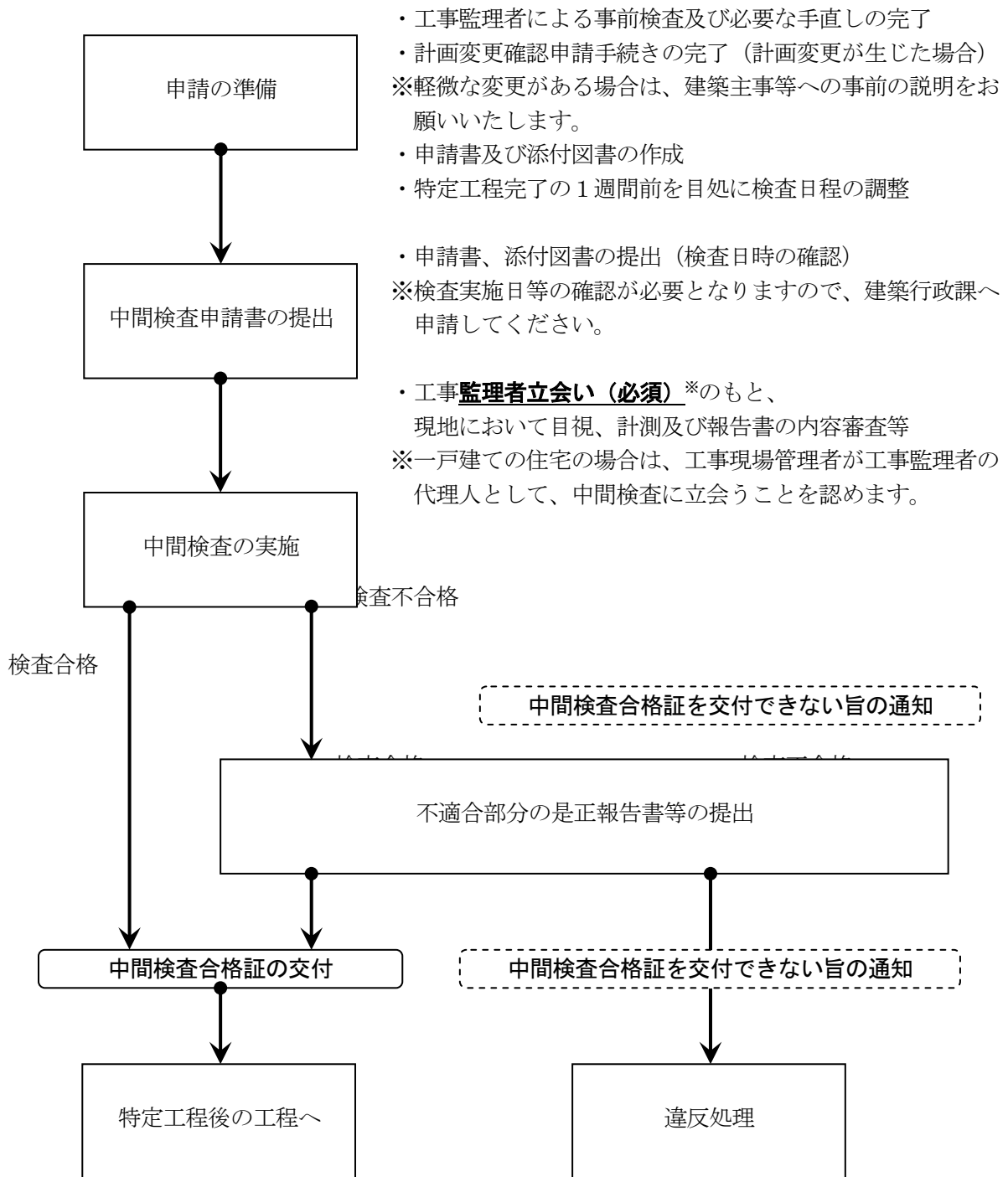
2. 2. 5 適用の除外

2. 2. 3の表に掲げる建築物に該当するものであっても、次のいずれかに該当するものは、中間検査の適用を除外する。

- (1) 建築基準法第18条の規定による建築物（国、県、新潟市等の建築物）
- (2) 建築基準法第68条の11第1項の規定により型式部材等製造者の認証を受けた者による当該認証に係る建築物
- (3) 建築基準法第85条第5項の規定による許可を受けた仮設建築物
- (4) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定による「建設住宅性能評価書」の交付を受ける建築物
- (5) 独立行政法人住宅金融支援機構から貸付を受ける建築物で現場審査（中間期）を受けるもの
- (6) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第19条第1号及び同条第2号の規定による保険契約に係る現場検査を受ける建築物

適用の除外となる建築物（国、県、新潟市等の建築物を除く。）は、適用除外の要件を示す書類の写しを、建築確認申請時あるいは関係書類が整った時点で、建築主事（建築確認申請時に提出する場合には当該申請機関）に提出してください。

3 申請手続き
3.1 手順フロー



- ・ 工事監理者による事前検査及び必要な手直しの完了
- ・ 計画変更確認申請手続きの完了（計画変更が生じた場合）
- ※軽微な変更がある場合は、建築主事等への事前の説明をお願いいたします。
- ・ 申請書及び添付図書の作成
- ・ 特定工程完了の1週間前を目処に検査日程の調整
- ・ 申請書、添付図書の提出（検査日時の確認）
- ※検査実施日等の確認が必要となりますので、建築行政課へ申請してください。
- ・ 工事監理者立会（必須）※のもと、
現地において目視、計測及び報告書の内容審査等
- ※一戸建ての住宅の場合は、工事現場管理者が工事監理者の代理人として、中間検査に立会うことを認めます。

3.2 申請の前に

中間検査を申請する前に以下の項目について確認のうえ、必要な手続き等を行ってください。行われていない場合は、中間検査を行うことができません。

- (1) 工事監理者の選任が行われているか。
建築基準法第5条の4第2項の規定により、着工前に工事監理者を定めることとなっています。建築確認申請時に未定となっていた場合は、工事監理者の届出（新潟市建築基準法施行細則第17条の規定による名義変更届書により届出をしてください。なお、指定確認検査機関に建築確認申請をした場合は、申請した指定確認検査機関の手続き規定に従ってください。）を速やかに提

出してください。工事監理者が変更となっている場合も同様に手続きしてください。

(2) 計画の変更が行われているか。

建築確認申請時から計画が変更されている場合は、計画変更確認申請等の手続きが必要になります。現地検査は建築確認申請図書と照合を行いますので、計画変更該当する場合は、計画変更確認申請の手続きを速やかに行ってください。また、軽微な変更該当する場合は、事前に建築主事等に説明をお願いいたします。

なお、軽微な変更該当するかどうかについては、事前に建築主事等に相談をしてください。

(3) 事前に検査日程の調整が行われているか。

申請書提出は特定工程終了後4日以内となりますが、円滑な工程管理及び検査実施のために、特定工程終了1週間前を目処に検査日程の調整を行ってください。

(4) 工事監理者の監理がなされ、必要な手直しが行われているか。

検査に合格しなければ、特定工程後の工程（後続工程）に進めなくなり、工事の進捗に支障をきたします。必ず工事監理者自ら事前に検査を行い、建築基準関係規定に適合していることを確認してください。適合しない箇所がある場合は、検査までに必ず手直しを完了させてください。

(5) 提出書類に不足はないか。

申請時の提出書類は、次の「3.3 申請書及び添付書類」を参照のうえ、不足や不備のないよう準備してください。不足や不備がある場合は、申請書を受理できないことがあります。

3.3 申請書及び添付書類

提出書類一覧

① 全構造共通

提出書類	備考
1. 中間検査申請書	建築基準法施行規則第26号様式
2. 中間検査手数料算定シート	
3. 中間検査チェックシート※ ¹	共通

② 基礎

提出書類	備考
3. 中間検査チェックシート※ ¹	基礎用

③-1 木造（軸組工法）

提出書類	備考
3. 中間検査チェックシート※ ¹	木造用
4. 壁量計算書※ ²	
5. 木造建築物の軸組の配置※ ²	(建設省告示第1352号)
6. 木造建築物の継ぎ手、仕口の方法	(建設省告示第1460号)

③-2 木造（枠組壁工法）

提出書類	備考
3. 中間検査チェックシート※ ¹	枠組壁工法用
4. 壁量計算書※ ²	

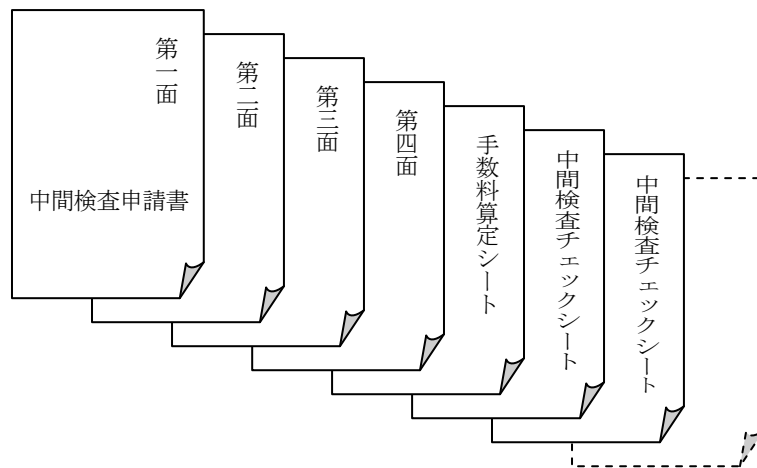
③-3 鉄筋コンクリート造

提出書類	備考
3. 中間検査チェックシート※ ¹	鉄筋コンクリート造用

③-4 鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

提出書類	備考
3. 中間検査チェックシート※ ¹	鉄骨造用

■書類の綴り方の例



- ※1 中間検査チェックシートは、工事監理者がその責任において適正に工事監理を行っていることを確認するために作成していただくものです。その作成にあたっては正確を期してください。
- ※2 建築基準法施行令第46条第4項の規定に基づき、設計する際に作成してください。ただし、建築基準法第6条第1項第4号に該当する建築物で建築士が設計したものは、建築基準法第6条の3の規定により「確認の特例」がありますので、建築確認申請書に添付する必要はありません。
- ※3 軽微な変更該当する場合は、その内容が判断できる設計図書等を添付してください。また、あらかじめの検討をしたものがあり、その範囲内において変更が生じている場合は、その内容を記載してください。

あらかじめの検討とは

施工の関係上やむを得ず発生する可能性の高い変更事項について、それへの対応を当初の建築確認申請の図書においてあらかじめ検討しておくことにより、計画変更の確認手続きを行わないで済ます手続きのことです。

あらかじめの検討の事例については、財団法人 建築行政情報センターのホームページ (<http://www.icba.or.jp/>) に掲載されている、「構造審査・検査の運用解説」及び「新しい建築確認手続きの要点」を参照してください。

3. 4 手数料

3. 4. 1 中間検査申請手数料等

(1) 中間検査申請手数料

中間検査の申請手数料は、中間検査を行う部分の床面積の合計に応じて、次の表のとおりです。

中間検査の対象となる床面積の合計	手数料の額
30 m ² 以内のもの	14,000円
30 m ² を超え～100 m ² 以内のもの	16,000円
100 m ² を超え～200 m ² 以内のもの	22,000円
200 m ² を超え～500 m ² 以内のもの	30,000円
500 m ² を超え～1,000 m ² 以内のもの	50,000円
1,000 m ² を超え～2,000 m ² 以内のもの	68,000円
2,000 m ² を超え～10,000 m ² 以内のもの	145,000円
10,000 m ² を超え～50,000 m ² 以内のもの	204,000円
50,000 m ² を超えるもの	391,000円

(2) 中間検査を受けた建築物の完了検査申請手数料

中間検査を受けた建築物の完了検査申請は、次の表のとおり中間検査を受けない場合よりも減額した金額となります。

床面積の合計	手数料の額
30 m ² 以内のもの	14,000円
30 m ² を超え～100 m ² 以内のもの	16,000円
100 m ² を超え～200 m ² 以内のもの	22,000円
200 m ² を超え～500 m ² 以内のもの	31,000円
500 m ² を超え～1,000 m ² 以内のもの	52,000円
1,000 m ² を超え～2,000 m ² 以内のもの	69,000円
2,000 m ² を超え～10,000 m ² 以内のもの	161,000円
10,000 m ² を超え～50,000 m ² 以内のもの	234,000円
50,000 m ² を超えるもの	439,000円

3. 4. 2 検査対象床面積

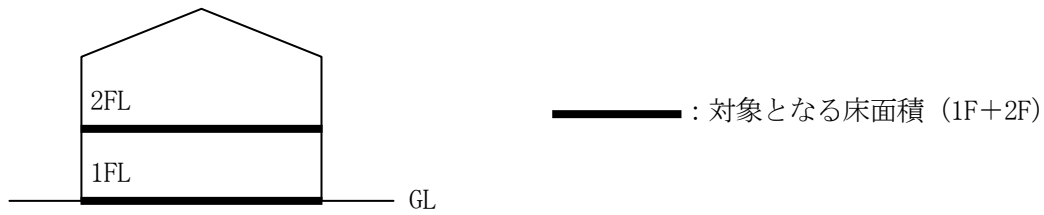
検査対象床面積は、「中間検査を行う部分の床面積の合計」となります。

- (1) 基礎配筋の検査時における「中間検査を行う部分の床面積の合計」は、最下階に床があるものとみなして、最下階の床面積の合計を「中間検査を行う部分の床面積の合計」とします。

ただし、2以上の工区が存在し特定工程に達する時期が異なる場合は、最初に特定工程に達した部分の最下階の床面積の合計を「中間検査を行う部分の床面積の合計」とします。

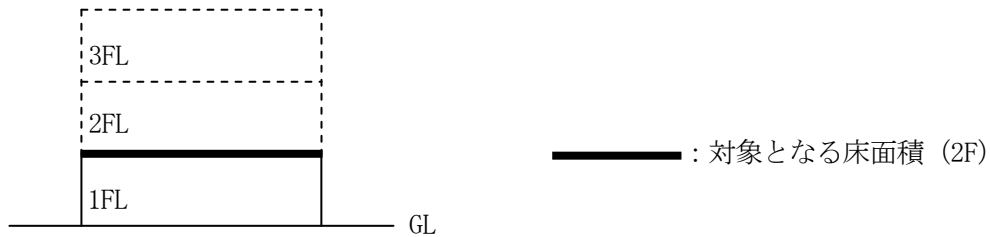
(2) 建方検査時における「中間検査を行う部分の床面積の合計」は、次のとおりです。

① 木造の場合

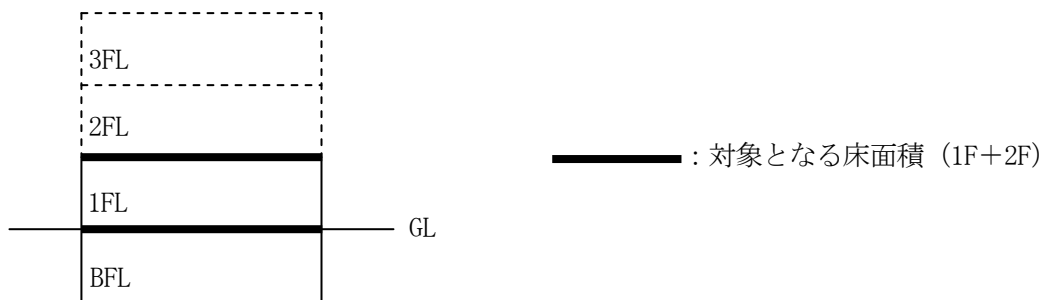


木造の場合は基礎配筋の中間検査を実施しませんので、建築物全体の床面積が対象となります。

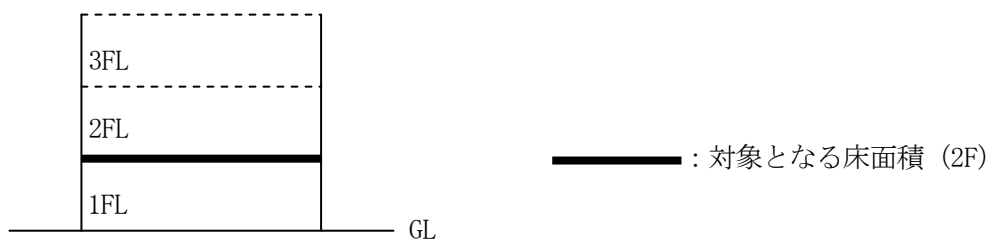
②-1 鉄筋コンクリート造の場合（地階が無い場合）



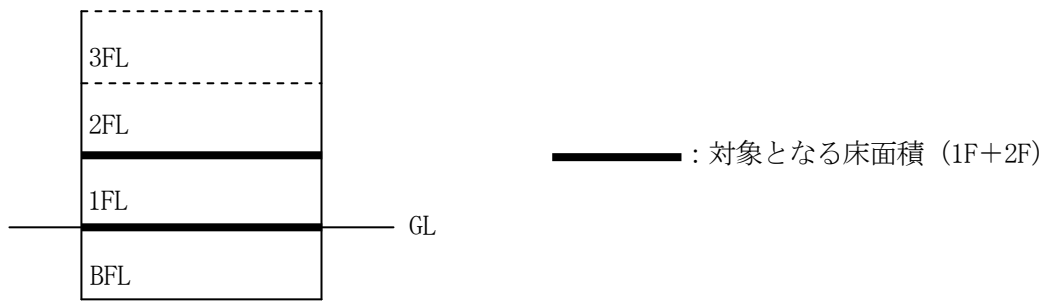
②-2 鉄筋コンクリート造の場合（地階がある場合）



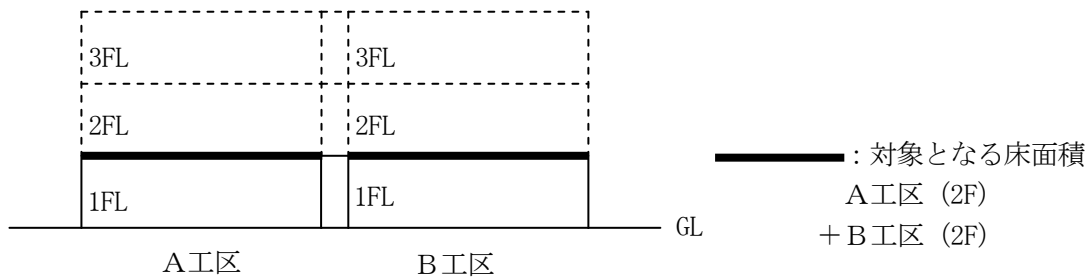
③-1 鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の場合（地階が無い場合）



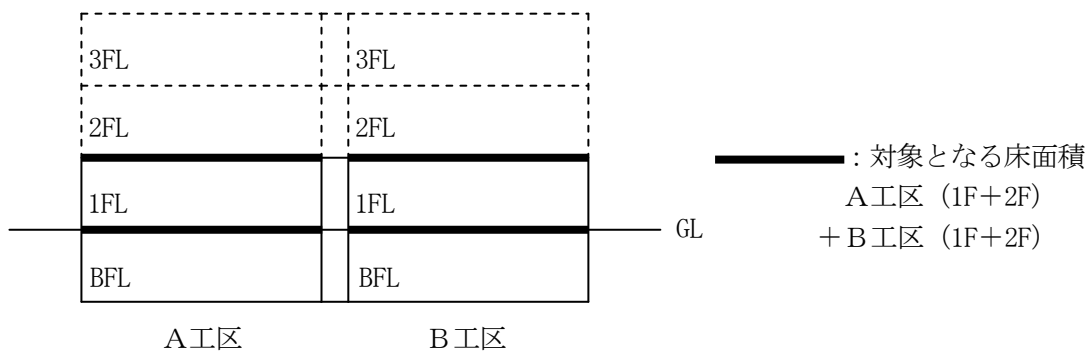
③-2 鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の場合（地階がある場合）



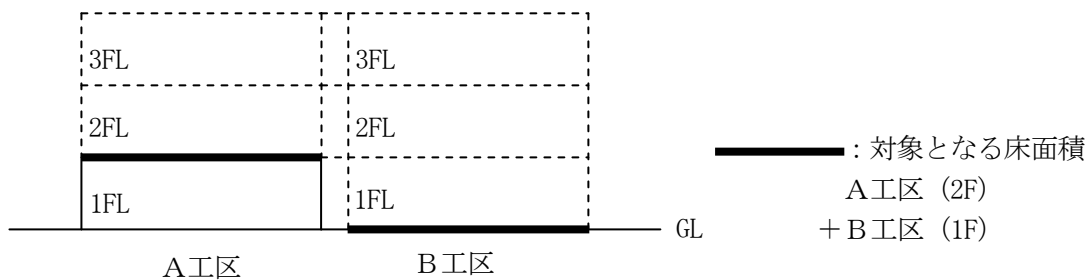
④-1 2以上の工区が存在し、特定工程の到達時期が同時の場合（地階が無い場合）



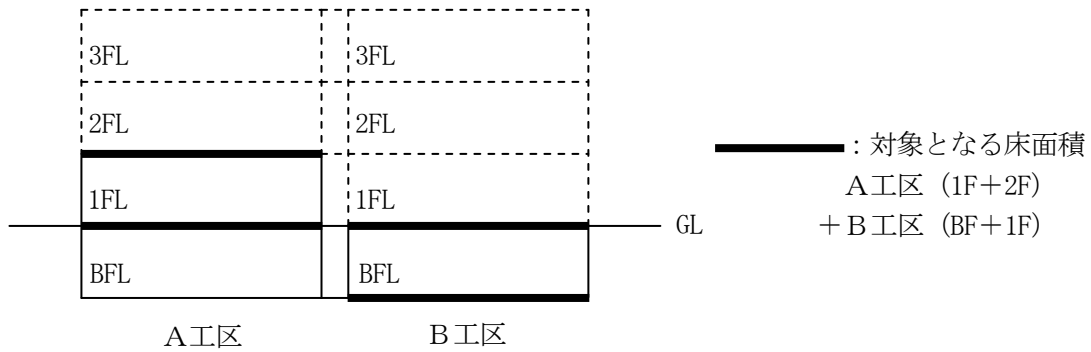
④-2 2以上の工区が存在し、特定工程の到達時期が同時の場合（地階がある場合）



⑤-1 2以上の工区が存在し、特定工程の到達時期が異なる場合（地階が無い場合）
 (例：A工区は特定工程に到達済、B工区は基礎まで終了)



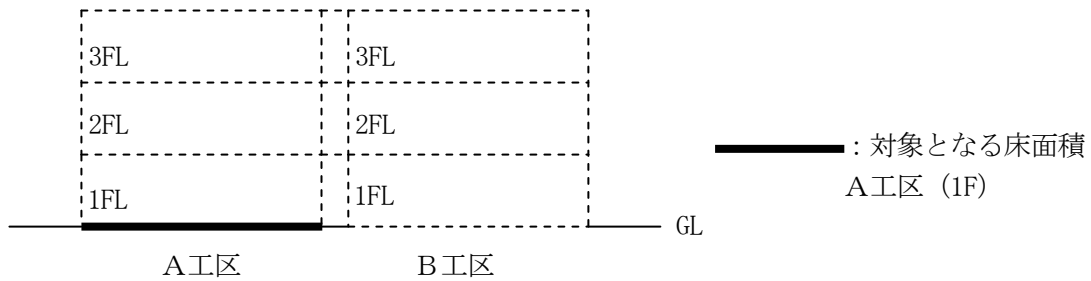
- ⑤-2 2以上の工区が存在し、特定工程の到達時期が異なる場合（地階がある場合）
 （例：A工区は特定工程に到達済、B工区は1階の床まで終了）



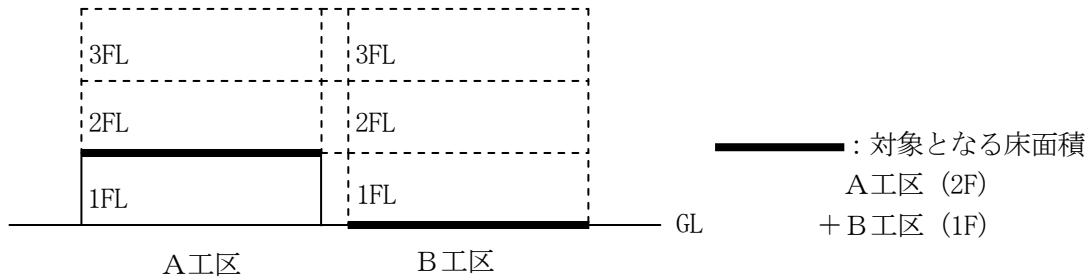
- (3) 階数3以上の共同住宅で2階以上の床面積の合計が500平方メートルを超える建築物で、2以上の工区が存在し特定工程に達する時期が異なる場合の「中間検査を行う部分の床面積の合計」は、次のとおりです。

- ① 地階が無く、基礎時の特定工程が適用除外されない場合

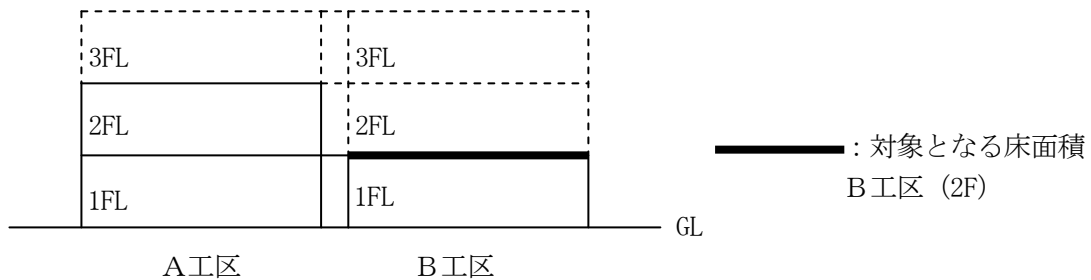
■ A工区が基礎の特定工程に達した時



■ A工区が建方の特定工程に達した時

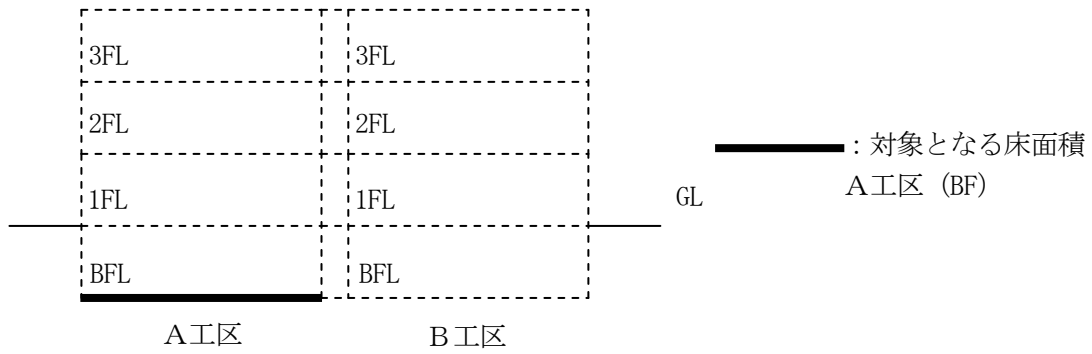


■ B工区が建方の特定工程に達した時

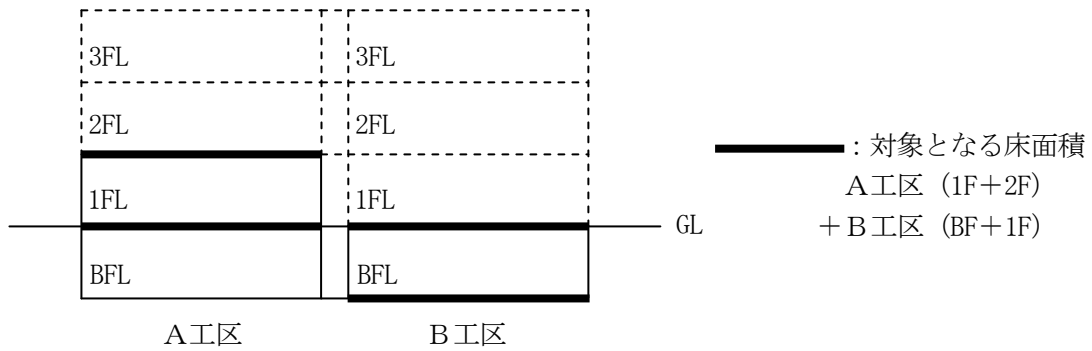


② 地階があり、基礎時の特定工程が適用除外されない場合

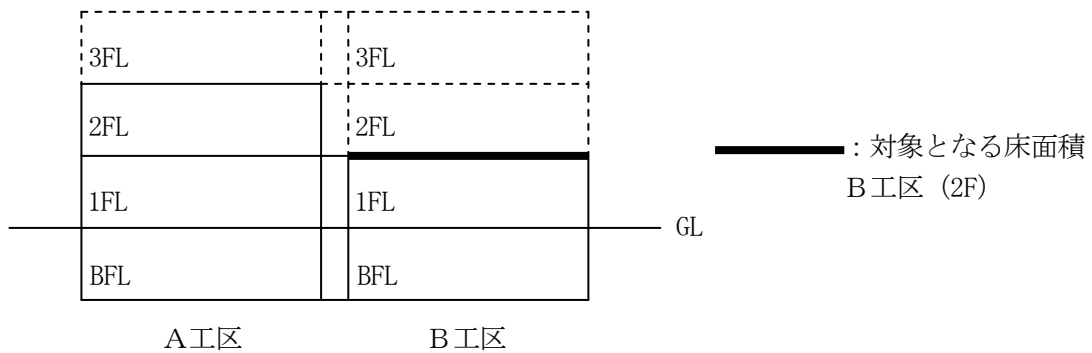
■ A工区が基礎の特定工程に達した時



■ A工区が建方の特定工程に達した時

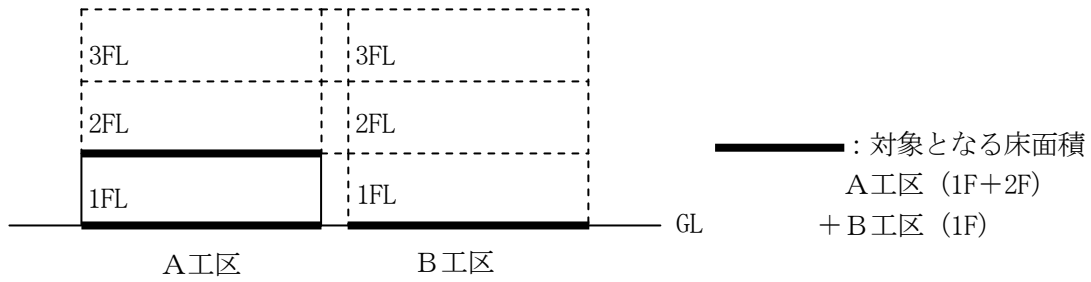


■ B工区が建方の特定工程に達した時

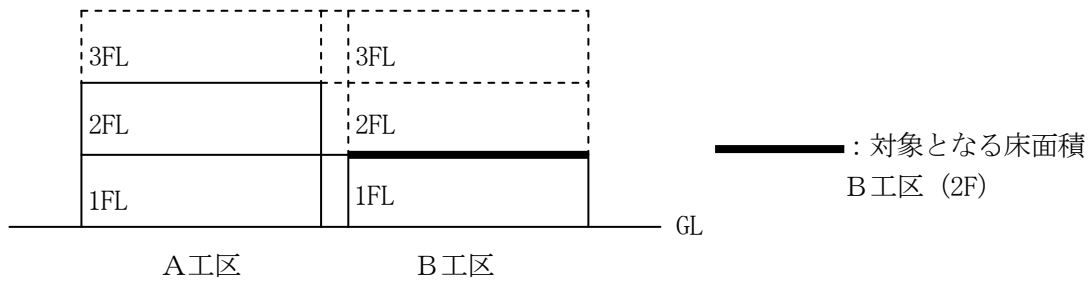


③ 地階が無く、基礎時の特定工程が適用除外された場合

■ A工区が建方の特定工程に達した時

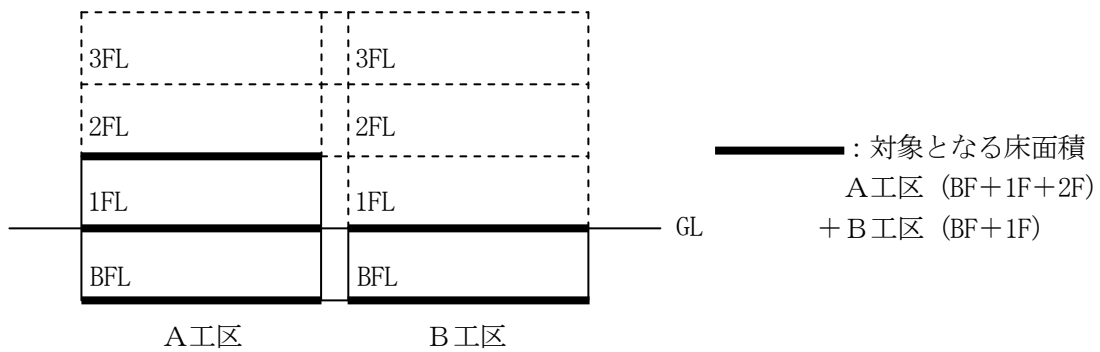


■ B工区が建方の特定工程に達した時

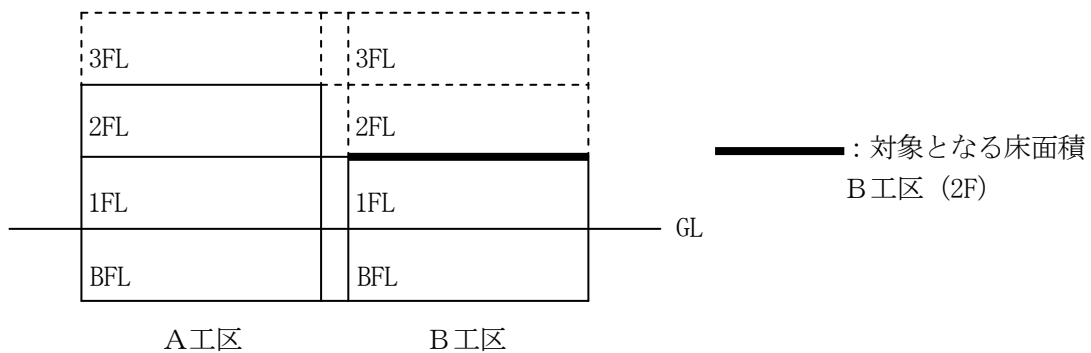


④ 地階があり、基礎時の特定工程が適用除外された場合

■ A工区が建方の特定工程に達した時



■ B工区が建方の特定工程に達した時

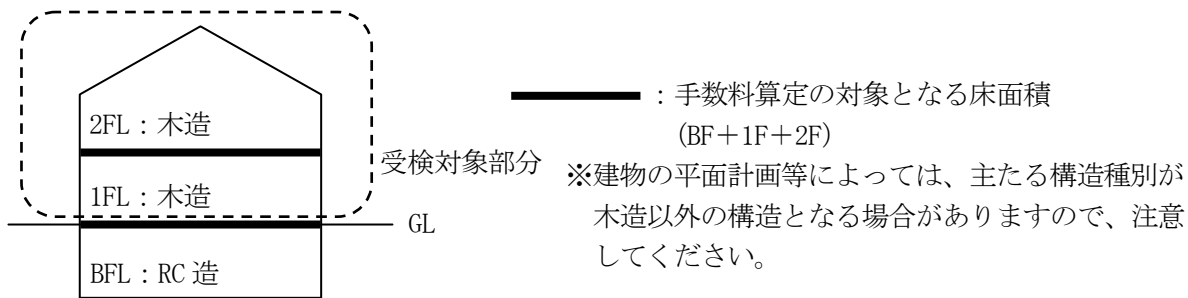


3. 5 木造住宅等における混構造の中間検査について

木造住宅などで地下車庫や地下室がある場合など、木造以外の構造と重ね建てした場合の「中間検査を行う部分の床面積の合計及び受検対象部分」は、次のとおりです。

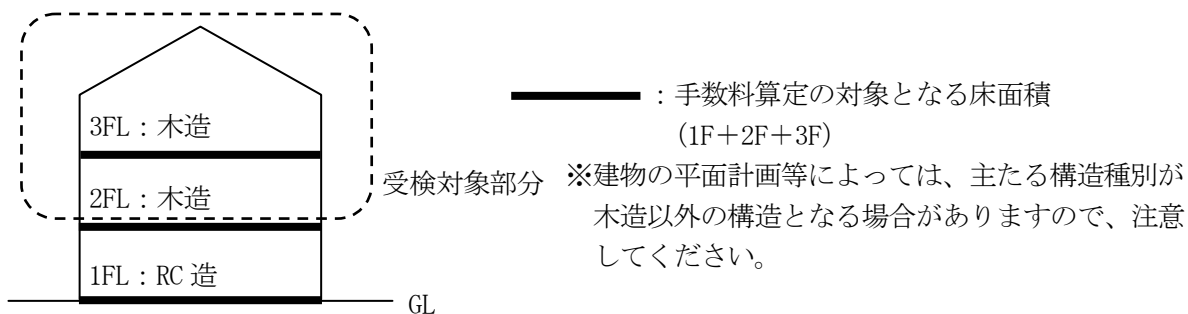
① 地階が木造以外の構造（例：RC造）の場合

主たる構造種別が木造となりますので、木造部分の建方時の中間検査を受検してください。
 なお、RC造部分の中間検査は実施しません。



② 1階が木造以外の構造（例：RC造）の場合

主たる構造種別が木造となりますので、木造部分の建方時の中間検査を受検してください。
 なお、RC造部分の中間検査は実施しません。

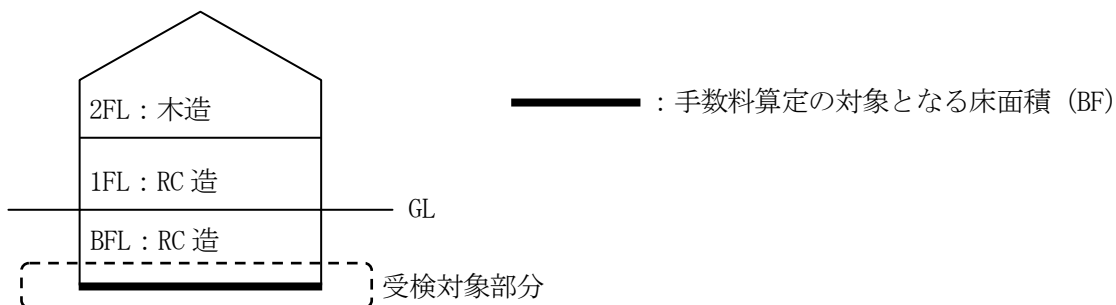


③ 地階及び1階が木造以外の構造（例：RC造）の場合

主たる構造種別が木造以外となりますので、基礎時及び建方時の両方の中間検査を受検してください。

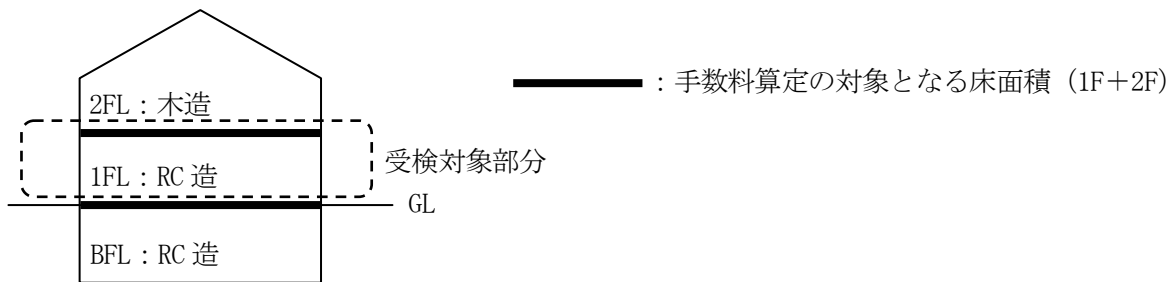
■基礎の特定工程に達した時

基礎の配筋工事が終了したときに、中間検査を受検してください。



■建方の特定工程に達した時

2階の床の配筋工事が終了したときに、中間検査を受検してください。
なお、木造部分の中間検査は実施しません。

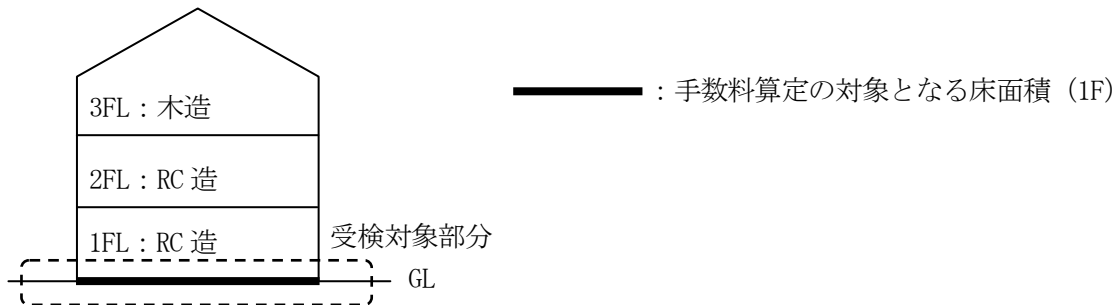


④ 1階及び2階が木造以外の構造（例：RC造）の場合

主たる構造種別が木造以外となりますので、基礎時及び建方時の両方の中間検査を受検してください。

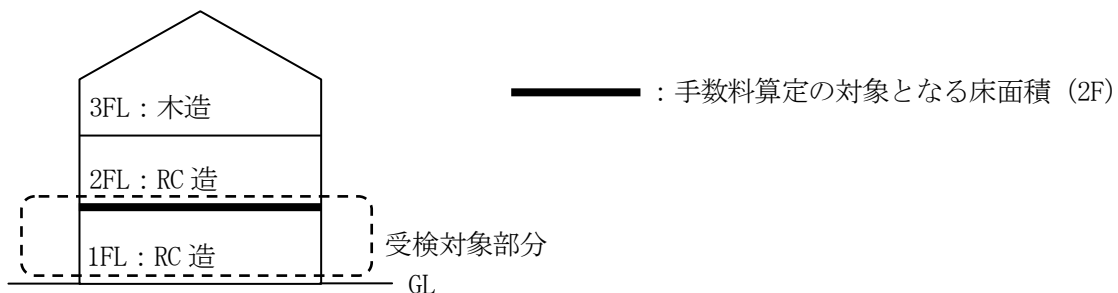
■基礎の特定工程に達した時

基礎の配筋工事が終了したときに、中間検査を受検してください。



■建方の特定工程に達した時

2階の床の配筋工事が終了したときに、中間検査を受検してください。
なお、木造部分の中間検査は実施しません。



4 検査実施要領

4.1 中間検査の方法

(1) 中間検査は現場検査とします。

必ず検査員が現地に赴き実地に検査を行いますので、書類審査や写真のみによる検査は認められません。

(2) 中間検査では、工事中の建築物が建築基準関係規定の全てに適合していることを検査します。

(3) 中間検査は次の3つの方法で行います。

① 目視検査：目視により設置の有無、材料の表示等を検査します。

② 計測検査：簡易な計測機器等を用いて検査します。

③ 報告書等：①、②の他、中間検査チェックシート等を参照し、工事監理者等に説明を求めます。また、必要に応じて試験成績書や工事施工写真等の提示を求めることがあります。

(4) 中間検査は、建築確認申請図書と施工現場との照合を基本とします。計画変更がある場合は、計画変更確認申請の手続きを事前に行うことが必要となります。

軽微な変更がある場合は、その内容が判断できる図書の提出及び説明を求めます。また、あらかじめの検討をしたものがあり、その範囲内において変更が生じている場合は、その内容の説明を求めます。

4. 2 中間検査の合否について

検査終了後、検査結果確認書を工事監理者と確認のうえ写しを現場で交付します。

(1) 合格の場合

中間検査合格の旨を伝え、中間検査合格証を交付します。(中間検査合格証の送達に数日を要する場合がありますが、検査日の日付で交付されます。また、発行された時点で、電話等による連絡をしますので、連絡先の記載をお願いします。)

(2) 指摘事項がある場合

指摘事項確認後、対応方法(是正方法、不足書類の確認、是正期間等)を協議のうえ、速やかに対応状況を報告してください。なお、必要に応じて再度現地において検査を行う場合があります。また、対応が確認されるまでは特定工程後の工程は施工できません。

5 中間検査のしくみと留意すべき事項

中間検査の実務において、検査員等が留意すべき事項を示したものである。

5.1 設計段階

中間検査を実施するための前提条件として、建築確認申請書に添えられた設計図書への記載が明確になされていなければならない。検査を実施する上では、設計図書を参照するので、設計で目標とする性能を確保するために必要な情報が、設計図書に明示されていることが望ましい。

設計図書は、工事用の図面及び仕様書をいう。仕様書とは、設計で確定した性能を実現するために必要な条件のうち、図面で表現しきれない次のような事項について記述するものである。

- (1) 建築物の構造概要
- (2) 使用材料
- (3) 地盤・基礎工事
- (4) 製作・工事の品質管理の概要
- (5) 試験・検査計画の概要
- (6) 施工にあたっての注意事項
- (7) その他必要な事項

実務上では、JASS 5、JASS 6等の日本建築学会の標準仕様書をもとに設計者が作成した仕様書が用いられることが多く、建築士事務所の団体等が作成した標準的な仕様書を用いるケースもある。このため、準拠する仕様書等を明確にしておく必要がある。

一方、建築確認申請書に添えられた図面についても必要に応じて、例えば、鉄骨造の場合であれば、柱脚や仕口部の構造詳細図、断面リスト等のほか、標準的な製作・加工方法（例えばスカラップ、エンドタブ、ダイヤフラムの形式、溶接記号による突合せ溶接、すみ肉溶接の区別等）を鉄骨構造標準図として添付する。また、鉄筋コンクリート造の場合には、鉄筋の加工、配筋のルール、継手の工法等を鉄筋コンクリート構造標準図として添付する。

建築基準法第6条の3第3号の規定により、建築確認審査の特例を受ける木造2階建て等の建築物の場合、建築確認申請書に添付される図面は主に意匠図に限られている。しかし、中間検査の本来の目的からすると、耐力壁である筋違いや金物等の検査をする必要がある。このため、中間検査の対象となる木造2階建て等も中間検査申請に次の図書の提出を求める。

- ① 耐力壁の位置、倍率のわかる図面及び筋違いの仕様（壁量計算書）
- ② 平成12年建設省告示第1352号による1/4バランス計算書
- ③ 平成12年建設省告示第1460号による木造の継手及び仕口の仕様書

5.2 建築確認の時点

- (1) 中間検査の対象建築物及び特定工程の確認

建築主事等は、建築確認申請の際に、建築確認申請書（第三面）及び建築計画概要書（第二面）に、中間検査の対象となる建築物の場合は、「特定工程工事終了予定日」欄に年月日を、中間検査が適用除外となる建築物の場合は、「その他必要な事項」欄に適用除外の要件が明記されていることを確認する。また、適用除外の用件を示す書類が提示された場合は、その内容を確認する。

なお、適用除外となる用件を示す書類が後日提出された場合は、「その他必要な事項」欄に適用除外の要件を明記するとともに書類の提出日も明記する。

確認済証の交付と共に様式1の「中間検査受検のお知らせ」を通知する。また、建築主への注意喚起のため様式2の「中間検査受検のお知らせ」を建築主宛に送付する。

- (2) 中間検査申請の督促

建築主事は、中間検査実施時期にもかかわらず中間検査申請がない場合は、様式3の「中間検査受検について」を送付するとともに、申請者に工事進捗状況を照会し、必要に応じて中間検査申請書の提出をお願いする。

また、指定確認検査機関からの問い合わせに対しては、中間検査の申請状況を回答するとともに、上記の手続きを行う。

(3) 施工状況報告の実施について

建築主事等は、中間検査対象建築物であっても、施工状況報告書の提出を要することを申請者に周知するとともに、中間検査の対象・適用除外について再度確認する。

5.3 中間検査受付時の手続き

(1) 検査日程の調整

工事監理者等の関係者と中間検査申請書の受理をする前に、特定工程の工事終了予定日等の連絡を密にし、検査の実施日を相互に調整する。

(2) 中間検査申請に必要な書類と記入内容の確認

- ・中間検査申請書（建築基準法施行規則第26号様式）の作成を確認する。
- ・軽微な変更がある場合は、その内容が判断できる図書の作成を確認する。
- ・直前の確認済証交付機関と異なる機関に申請する場合は、建築基準法施行規則第4条の8第1項第1号で定める「当該建築物の計画に係る確認に要した図書」（副本）の写しの提出を求める。
- ・中間検査チェックシートの作成を確認する。
- ・中間検査対象面積の計算根拠及び手数料を確認する。

(3) 計画変更の確認

建築確認申請時の指摘事項が図面に反映されているか確認する。

計画変更の有無を確かめ、計画変更確認申請が必要な場合、手続きを行うよう指導する。

軽微な変更がある場合は、中間検査申請書にその内容が判断できる図書を添付するよう指導するとともに、その内容を確認する。

あらかじめの検討をしたものがあり、その内容の範囲内において変更が生じている場合は、その内容を記載させるとともに施工現場において説明を求めることを指導する。

(4) 工事監理状況の確認

中間検査の実施にあたり工事監理状況を把握するため、工事監理の状況が分かる書類の確認をする。

5.4 中間検査申請書受理時

建築主は、「特定工程に係る工事が完了してから4日以内に中間検査を申請する」ことになっている。この「特定工程に係る工事の完了」として次の事項が満たされていることが必要である。

- ① 工事監理者が工事着手前に選任され業務を行っていること。（建築士法第24条の5により建築主に監理の委託を受けた書面を交付することになっている。）
- ② 工事監理者の検査が終了し、必要な手直しが行われていること。
- ③ 設計変更があった場合は、計画変更確認申請の必要な手続きが完了していること、及び軽微な変更該当する場合は、その内容が判断できる図書の添付を確認にすること。

また、あらかじめの検討をしたものがあり、その内容の範囲内において変更が生じている場合は、その内容が記載されていることを確認すること。

- ④ 「工事監理の状況」（建築基準法施行規則第26号様式第4面）が的確に記載されていること。
ただし、受理時点での工事監理の状況報告に対する審査は、必要最小限とし、現場で重点的に審査すること。

5. 5 中間検査申請書受理後

5. 5. 1 検査準備

(1) 検査日程

検査実施日を調整する。また、中間検査申請書の受理に関する要件が形式的に不備であるため受理できない場合でも、必要に応じて検査予定日をあらかじめ調整する。

(2) 検査立会人

工事監理者の他、必要に応じて建築主、設計者、構造設計者あるいは施工者を立会人とする。ただし、一戸建ての住宅については、工事現場管理者が工事監理者の代理人として立会うことを認める。

5. 5. 2 検査の内容

次の部分について、建築確認申請書及び設計図書との整合性及び法適合性を確認する。

- (1) 特定工程の部分
- (2) 特定工程に関わる前工程の部分
- (3) 集団規定等、中間検査時点で確認が出来る法適合性

5. 5. 3 検査者の準備と現場での対応

5. 5. 3. 1 中間検査前の準備

中間検査を実施するために、次のものを準備する。

- (1) 中間検査申請書及び添付図書
- (2) スケール
- (3) 安全靴、ヘルメット、動きやすい服装
- (4) 身分証明書（建築基準法施行規則第7条）
- (5) 建築確認申請書（計画変更確認申請書を含む。）

直前の確認済証交付機関と中間検査実施機関が同じ場合は、正本とし、異なる場合は、申請者から提出された副本の写しとする。

- (6) その他

5. 5. 3. 2 現場対応

- (1) 現場事務所等にて、検査立会人と検査前の打ち合わせを行う。
- (2) 検査者は、所属及び氏名を告げ、身分証明書を提示する。
- (3) 建築確認申請書により対象建築物（建築主名、敷地の地名地番等）を確認し、検査を開始する。
- (4) 特定工程が完了していること、特定工程後の工程を実施していないことを検査する。
 - ① 特定工程に達していない場合の措置
検査を行わず、中間検査申請の取下げ及び、再申請を指導する。
 - ② 特定工程を過ぎていると認められた場合の措置
検査を行わず、違反建築物として別途、特定行政庁における処分手続きに移行する。
- (5) 建築確認申請図書からの変更の有無について報告を受ける。
- (6) あらかじめの検討をしたものがあり、その内容の範囲内において変更が生じている場合は、その内容について説明を受ける。
- (7) 受検の対象となる工事関係図書について確認する。

5. 5. 4 工事監理状況の審査

- (1) 工事監理マニュアル等があれば、それに沿った監理がされているかの説明を受ける。
- (2) 「工事監理の状況（建築基準法施行規則第26号様式第4面）」及び中間検査チェックシートに基づいて、工事施工者への指摘事項の内容、指示方法、手直し検査の方法を確認する。
- (3) 第三者機関での検査結果等がある場合は、その内容を確認する。
- (4) 工事写真で施工状況の記録を確認する。

5. 6 中間検査の実施

5. 6. 1 中間検査の方法

- (1) 中間検査は、現場検査とする。
 - ① 書類のみによる検査、写真のみによる検査は認めない。
 - ② 原則2名（一戸建ての住宅については、1名）以上の建築技術職員が施工現場に赴き、検査する。
- (2) 中間検査では、工事中の建築物が建築基準関係規定の全ての項目に適合しているかを検査する。

中間検査においては、工事中の建築物が建築基準関係規定に適合するかどうかを検査することとなっており、その検査項目は特定工程の工事に関するものだけでなく、特定工程以前の工事についても検査対象となる。

したがって、特定工程以前の工事に関する資料等の提示を求め、工事監理者等からの説明等を併せて行い、法適合性を判断する。

- ① 「工事監理の状況（建築基準法施行規則第26号様式第4面）」、中間検査チェックシート及び検査結果報告等に基づき検査する。
 - ② 提示を義務付けている報告書を検査する。
 - ③ 建築確認申請図書と工事現場の整合性を検査する
- (3) 中間検査は、次の方法で行う。
 - ① 目視検査
目視により、設置の有無、材料の表示等を検査する。
 - ② 計測検査
簡易な計測機器等を用いて検査する。
 - ③ 報告書等
①及び②のほか、工事監理の状況報告、建築工事施工計画報告書、建築工事施工結果報告書等を参照し、工事監理者等に説明を求める。上記(1)～(3)により、総合的に合否を判定する。
いずれの検査も不可能な場合は、必要に応じて破壊検査を行う。なお、破壊検査に係る費用は申請者が負担するものとする。
 - (4) 建築確認申請書（計画変更をしている場合は、変更手続きを終えた図書又は、軽微な変更がある場合は、その内容が判断できる図書）、設計図、標準仕様書及び標準図等と施工現場を照合する。
 - (5) あらかじめの検討をしたものがあり、その内容の範囲内において変更が生じている場合は、検討した図書等と施工現場を照合する。
 - (6) 中間検査の結果を中間検査チェックシートに記録するとともに、検査結果確認書を作成して立会人に交付する。

5. 6. 2 検査の判定方法

5. 6. 2. 1 建築確認申請書等と一致している場合

合格とする。

5. 6. 2. 2 建築確認申請書等と一致していると判断できない場合

- ① 期限を定め、申請者に施工状況に関する追加検討の報告を求める。
- ② 当該報告に基づき検査した結果、建築基準関係規定に適合している場合は、合格とする。
- ③ 期限までに報告がない場合、又は報告に基づき検査した結果、建築基準関係規定に適合していない場合は、合格とすることができない。

5. 6. 2. 3 建築確認申請書等と不一致が認められた場合

(1) 是正する場合

- ① 期限を定め、申請者に是正に係る施工状況の報告を求める。
- ② 当該報告に基づき検査した結果、建築基準関係規定に適合している場合は、合格とする。
- ③ 期限までに報告がない場合、又は報告に基づき検査した結果、建築基準関係規定に適合していない場合は、合格とすることができない。

(2) 計画を変更する場合

- ① 期限を定め、申請者に計画変更の確認申請を提出させる。
- ② 当該申請を審査した結果、建築基準関係規定に適合している場合は、合格とする。
- ③ 期限までに申請がない場合、又は申請に基づき審査した結果、建築基準関係規定に適合していない場合は、合格とすることができない。

5. 6. 3 検査後の処理

5. 6. 3. 1 現場での処理

現場検査終了後、現場事務所等において、検査立会人とともに、検査の結果について確認し、検査結果確認書の写しを交付する。

(1) 合格の場合

中間検査に合格し、中間検査合格証を交付する旨を伝える。

(2) 指摘事項等がある場合

建築確認申請書等と一致していると認められない場合、又は不一致が認められる場合など指摘事項等がある場合は、次の内容を検査者と検査立会人とで確認する。

- ① 指摘事項の内容
- ② 対応方法（是正工事、施工状況の報告、計画変更の確認申請等）
- ③ 対応後の報告方法（写真提出、書類（写し）提出等）
- ④ 対応期限
- ⑤ 特定工程後の工程に関する指示

指摘内容を速やかに建築主等に伝えるとともに、速やかに対応することを指導する。

(3) 是正が極めて困難であると考えられる不適合部分（破壊、移転等によらなければ是正できないと判断されるもの）が発見された場合は、その旨を検査立会人に伝える。

5. 6. 3. 2 帰庁後の処理

(1) 合格の場合

帰庁後、直ちに交付の決裁を行い、「中間検査合格証」（建築基準法施行規則第28号様式）を交付する。（中間検査合格証の写しを保管する。）

(2) 指摘事項等がある場合

- ① 帰庁後、検査結果確認書に基づき現場での指摘事項の対応について報告等を求める。

対応が困難な場合は、建築主に指摘事項を送付する。

- ② 当該報告等があった場合、原則として現地で再検査し（やむを得ない場合は、写真又は書類検査とする。）、建築基準関係規定に適合する場合は、「(1) 合格の場合」の手続きを行う。また、中間検査申請書にその内容（「再検査」、「検査調書の提示」、「配筋写真提出」等）と報告日を記入する。
 - ③ 計画変更の確認申請が提出され審査の結果、建築基準関係規定に適合する場合は、確認済証の交付をするとともに、「(1) 合格の場合」の手続きを行う。
 - ④ 期限までに報告等がない場合、又は再検査等の結果、建築基準関係規定に適合しない場合は、「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」（建築基準法施行規則第27号様式）を交付する。
※施工状況等が十分に検査できない場合など、必要に応じて特定工程の上階の工程などで建築基準法第12条第6項の規定による検査の実施を決定するとともに、必要書類を建築基準法第12条第5項の規定により報告を求めることとして、工事監理者に指示する。
※「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」の交付により、建築基準法第7条の3の中間検査申請に対する処分が完結する。
- (3) 「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」を交付した場合
検査者は特定行政庁に対し、建築基準関係規定に適合しない旨を報告する。
特定行政庁は、当該報告を受けた場合は、違反建築物に対しての処分手続きを行う。
 - (4) 工事監理者の報告に誤りがあった場合
工事監理者としての業務を適正に運営するよう指導するとともに、必要に応じて建築士事務所の処分を行うよう新潟県に報告する。